

議案第83号

港区個人情報保護条例及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部改正について

1 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）」の一部改正並びに「デジタル庁設置法」の施行による法の一部改正に伴い、「港区個人情報保護条例」及び「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」で引用している法律の題名等を変更する必要があるためです。

2 改正の内容

- (1) 「港区個人情報保護条例」及び「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」で引用する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改めます。
- (2) 「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」で引用している法第19条の号番号及び用語を改めます。

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、項番2(2)については、公布の日

港区個人情報保護条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 事業者（略）</p> <p>二 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>三 事業者（略）</p> <p>四 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>五 事業者（略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第二条第五号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 事業者（略）</p> <p>二 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>三 事業者（略）</p> <p>四 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>五 事業者（略）</p> <p>（後略）</p>

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）<u>第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）を除く。）をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(収集等の制限)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。</u></u>）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）<u>第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）を除く。）をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(収集等の制限)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 実施機関は、法第十九条第十六号に該当する（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）ことにより、本人以外のものから特定個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）第六条に規定する港区個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。

（中略）

（特定個人情報の提供の制限等）

第十五条 （略）

2 第十三条第三項（法第十九条第十六号に該当する場合であつて、本人の同意を得ることが困難なときに限る。）及び第四項の規定は、実施機関が保有する特定個人情報を他の実施機関に提供する場合について準用する。

3 （略）

（特定個人情報の提供）

第十五条の二 法第十九条第十一号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が同表の第二欄に掲げる事務を処理するため、同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）

3 実施機関は、法第十九条第十五号に該当する（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）ことにより、本人以外のものから特定個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）第六条に規定する港区個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。

（中略）

（特定個人情報の提供の制限等）

第十五条 （略）

2 第十三条第三項（法第十九条第十五号に該当する場合であつて、本人の同意を得ることが困難なときに限る。）及び第四項の規定は、実施機関が保有する特定個人情報を他の実施機関に提供する場合について準用する。

3 （略）

（特定個人情報の提供）

第十五条の二 法第十九条第十号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が同表の第二欄に掲げる事務を処理するため、同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）

(中略)

(決定後の手続)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、自己情報の訂正の請求に応じる旨の決定に基づき当該実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者(法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)又は法第十九条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(港区個人番号の利用並びに特定個人情報保護及び提供に関する条例第二条第五号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(中略)

(決定後の手続)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、自己情報の訂正の請求に応じる旨の決定に基づき当該実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者(法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)又は法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(後略)